

令和3年9月16日

石川県への「まん延防止等重点措置」適用に伴う 面会中止の措置につきまして(再延長)

平素は当法人の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、石川県内におきまして、「まん延防止等重点措置」が適用されております。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の状況に大きな改善がみられないため、期限を8月31日から、9月12日まで延長することが決定しました。

これを受けまして、当法人におきましては、まん延防止等重点措置期間の **8月2日から9月30日**までの間、ご利用者様との **面会の対応を中止**させていただきます。10月1日以降の面会のご予約につきましても、現在受付しておりません。

ご利用者様・ご面会者様におかれましては、ご理解・ご協力のほどよろしく願いいたします。

面会対応に関して詳しく知りたい方は、各施設受付までお電話にてお問い合わせ願います。